

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

時局宣傳資料

資料
番號

甲二へB

昭和十二年九月十五日
情報委員會

列強軍備充實の現状

(海軍の部)

部外秘

●注 意

- 一、本書は時局宣傳の參考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係廳に於て講演、座談會、新聞、雜誌、映畫等の指導及連絡上の參考たらしむるに在るを以て、之を死藏することなく十分に活用し、汎ゆる機會に於て本内容の普及を圖るべきものとす、但本書の内容は此の儘新聞雜誌等に掲載するが如きことなき様注意を要す
- 三、本書の利用に方りては、普及の對象に應じ適宜内容を取捨選擇するものとす
- 四、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は焼却するものとす
- 五、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には後任者に引継ぐべきものとす

目 次

一 英國	一頁
(一) 英國の東亞方面派遣兵力	二
(二) 英國の東亞及東亞進出路に於ける水陸施設	五
(三) 英國の東亞及東亞進出路に於ける航空施設	七
(四) 英國の海軍軍備擴充計畫	八
(イ) 英國の海軍軍備擴充に至る経緯	八
(ロ) 英國の國防費増加の狀況	一〇
(ハ) 英國海軍の建艦狀況と昭和十七年(一九四二年)末の推定勢力	一三
(ニ) 英國海軍の充員、補充	一五
二 米 國	一七
(一) 米國海軍政策の動向	一七

目次

(二)	米國海軍の充實計畫	一六
(1)	米國海軍の建艦方針	一六
(1)	米國海軍建艦計畫の現狀並に將來の計畫	一三
(ロ)	米國海軍航空機及水陸施設充實計畫	一四
(ハ)	米國海軍の訓練狀況	一五
(三)	獨 國	一六
(一)	獨國海軍建艦計畫の概要	一六
(二)	獨國海軍の現有勢力	一六
(三)	新興獨國海軍の特色	一六
四	佛 國	一七
(一)	佛國建艦計畫の概要	一七
(イ)	佛國海軍の一九二二年八十萬噸計畫	一七
(ロ)	佛國海軍の一九三七年八十五萬噸計畫及三箇年整備計畫	一七

(二)	佛國海軍の現有勢力	一七
(三)	佛國の海軍豫算	一七
(四)	佛國海軍の特質	一七
五	伊 國	一八
(一)	伊國建艦計畫の概要	一八
(二)	伊國海軍の現有勢力	一八
(三)	伊國の海軍豫算	一八
(四)	伊國海軍今後の傾向	一八
六	ソ 聯 邦	一七
七	支 那	一七

(附表)
 五大海軍國海軍現有勢力(制限内艦船)比較表



列強軍備充實の現状 (海軍の部)

海軍省

一 英國

無條約時代に對する英國海軍の準備は、實質的には已に一九三六年(昭和十一年)度より著手せられたものと見ることが出来るが、一九三七年(昭和十二年)度以降實施の五箇年計畫完成の曉には、再び十九世紀時代の如き相當優勢なる海軍を保有するに至るであらう。

英國は華府會議後の縮小時代に於ても新嘉坡根據地の建設、香港に於ける軍備の祕密強化を始め、東亞進出路に於ける水陸施設の強化を圖り、東亞情勢の推移に備へて居たが、今後海上兵力の充實に伴ひ、東亞派遣兵力も漸次増勢せられ、新嘉坡根據地の完成を契機として、英國海軍の極東陣勢は一段と強化せられるて

あらう。

(一) 英國の東亞方面派遣兵力

英國海軍の東亞方面配備方針は、支那、濠洲、新西蘭、東印度各艦隊の綜合兵力を以て概ね東亞最大海軍國に對抗するのを目標として居る。事實此の方針は日露戰爭迄は完全に維持せられ、當時英國海軍は常に主力艦數隻を基幹とする有力な艦隊を東亞に配備し、概ね日本若は露國海軍との均勢を維持した。然るに獨逸海軍の勃興に依り如斯兵力を東亞に維持することは到底困難となり、主力艦等は漸次本國に引揚ぐるの已むを得ざるに至り、遂に世界大戰となつた。

大戰が終つて後一九一九年(大正八年)ジェリコー元帥は自治領海軍建設顧問に名を藉り、濠洲、新西蘭、加奈陀を巡遊したが、其の目的は英帝國の新しい海上國防に關し自治領の了解を得る爲であつて、同元帥は歸國後所謂太平洋艦隊建設案なるものを提案した。右提案には「海軍の將來は太平洋にあり、故に

濠洲、新西蘭、加奈陀、東印度及南阿は本國と協力し、戰艦八隻、巡洋戰艦八隻を基幹とする極東艦隊を編成し、新嘉坡を根據地とし、極東の新情勢に備へなければならぬ云々」と陳べ、之を基礎として詳細な計畫を提示した。

右は明に當時八八艦隊建設途にあつた日本に對し少くも均等の獨立兵力を東亞に保有せんとする意圖の再現に外ならない。然るに當時大戰の創痍尙癒へず、到底之を實現することは困難であると考へられて居たが、其の中に華府會議となり、英帝國海軍兵力は本國及自治領を一體として華府條約比率を認められた爲、對日均勢を目標とする艦隊を別個に整備することは條約上の制限からも不可能となつた。其の結果英國海軍の配備方針は、陸軍空軍と協力し増援來著迄東亞領土の保全を全うするに足る最小限度の海軍兵力を配備する外ない様になり、爾來時に多少の増減はあるが概ね左表の如き勢力を維持しつゝある。

支	艦隊別		乙	巡	空	母	驅	潛
	那	甲						
	四	一						
							九	一五

列強軍備充實の現状 (海軍の部)



深	洲	二	二				
新	西		二				
東	印	一	二				
南	阿	一	一				
計		八	八	一	一九	一五	

四

而して右派遣兵力は、質的には孰れも東亞海面の特殊性に適應する内容を持ち、特に新造の優秀なものを充當して居ることは注目を要するところであつて、精兵主義に依り其の目的を達成しやうとして居る様である。乍併日本の優勢な艦隊に對しては、右の様な兵力を以て所期の目的を達することが困難であるのは明らかであつて、再び昔の様な主力艦を派遣しやうとする氣運が漸次濃厚となりつゝある。

一九三七年(昭和十二年)三月十一日ホアール海相は豫算演説に際し、海軍の責務は通商と帝國交通線の保護にありて東西兩半球に互り其の義務を果すを要す。

新嘉坡根據地工事進捗其の完成間近きは欣幸なり」と率直に言明した。右は東亞に於ても別個に充分なる兵力を維持する必要があることを示唆したものと謂ふべく、新嘉坡根據地完成期たる一九三九年末頃には主力艦の極東派遣も愈々實現せられるのではないかと觀察せられる。

(二) 英國の東亞及東亞進出路に於ける水陸施設

華府條約以後經費縮減時代に最も犠牲となつたのは水陸施設であつて本國方面に於てはロサイス、ペンブロック二廠の閉鎖を始め、各般に互り施設の縮少が行はれたが、東亞方面に對しては其の當時以來却つて擴張の一途を辿りつゝある。

新嘉坡は艦隊の策源地として使用する目的を以て一九二三年(大正十二年)より一千萬磅(兵器費を除く)の豫算で根據地構築に著手し、労働黨内閣當時一時一部工事を中止したことがあつたが、其の後逐次其の規模を擴大し殊に一九三六年(昭和十一年)度以來其の傾向顯著であつて、今後の追加工事を合すれば

實に二千萬磅を突破し、當初の豫算の二倍を超過する。現に造修及補給施設の大部は概ね完成し、僅に補助的施設を餘すのみであつて、竣工期日は今の所一九三九年(昭和十四年)末と報ぜられて居る。

六

香港は新嘉坡の防禦前線として英國の最重視する所であつて防禦制限存續期間に於ても、隱密に諸施設の擴充近代化を行つて居たが、最近は殆ど晝夜兼行で概ね新嘉坡根據地完成期日と同時竣工を目途として工事を促進して居る。諸施設豫算總額は約三百萬磅と推定せられるが新嘉坡と同様兵器費は不明である。ポートダーウキン(濠洲)は補給施設及小規模の沿岸防備の外未だ計畫は進捗して居ないが、香港と同様新嘉坡の防禦前線として強化せられ、濠洲國防十箇年計畫の第二次計畫として、一九三七年(昭和十二年)度以降に著手せられるものと推定せられる。トリンコマリ(錫蘭島)は新嘉坡の後方に控へ、兵器軍需品の蓄積地として老大な貯藏施設を行ひつゝあるが概ね完成の状況に在る。東亞要點の水陸施設増強の概況は右の通であるが之と同時に亞丁、古倫母等、

スエズ經由の東亞進出路に於ける水陸施設、就中造修及補給施設の強化に意を用ひ、民間事業と協調し之が完成に努めて居る。

今後は更に對伊制裁の苦杯にも鑑み、南阿迂迴航路の強化をも圖るものと推察せられる。

(三) 英國の東亞及東亞進出路に於ける航空施設

航空路に關しては、米國が太平洋を獨占する如く印度洋及外南洋は英國の支配下に置かれる趨勢にある。

英國は空軍独自の飛行場及航空路を開拓する外極力民間航空路の發達を助長して居り、倫敦—南阿線及倫敦—新嘉坡—ブリスベーン(濠洲)線を骨幹とするインピリアル・エヤーウェイズは彼南、香港の既成支線の外、近く北ポルネオ經由の新嘉坡—香港線を開設せんとしつゝあり、又新嘉坡—ブリスベーン間にはカンタス社の經營する定期航空路があり、之を根幹としてブリスベーンよりシドニー、オト克蘭ド(新西蘭)への延長線を計畫されつゝある。

列強軍備充實の現状 (海軍の部)

七

尚印度洋縦横斷航空路としてモンバサ(阿弗利加東岸)よりチャゴス(錫蘭島南西印度洋)、ココス(スマトラ島南方印度洋)經由新嘉坡——オンスロー(濠洲)線並にチャゴス——古倫母線の將來の計畫も報ぜられて居る。

有事に際し此等航空路が軍用に轉化せらるゝことは明らかであつて、又既成線が逐次飛行艇を使用しやうとする傾向があるのは海軍作戰上特に注意を要するところである。

(四) 英國の海軍軍備擴充計畫

(イ) 英國の海軍軍備擴充に至る経緯

獨逸のラインランド進駐及對伊制裁の失敗は痛く英國の輿論を刺戟し、一般に「軍備の危険なる水準への低下」を憂へ、漸く聯盟主義、集團的安全保障體制の無力であることを悟るに至つたが、英國が世界的聲威を回復し、又歐洲の戦禍に巻き込まれない爲の唯一の方法は、再び昔の様な高度の軍備を整へること以外に方途なく、之が又國際義務を遂行する所以であることを認識

した爲である。

右の如く舉國一致の動向が現はれたのは一九三六年(昭和十一年)三月三日發表の『國防に關する白書』であつて、之が實際具體化せられたのは一九三六年度國防豫算である。

然るに爾來國際情勢は毫も改善せられないのみか、西國內亂を契機とする左右兩思想群の對立を招徠し、日本の軍縮に對する不動の態度も愈々明らかとなり、不安は益々募るばかりとなつたので、英國政府も最悪の場合に對し確固たる肚を定める必要を感じ、又國民に對しても此際一大覺悟を促す好機であることを認め、遂に一九三七年(昭和十二年)二月十六日『國防費に關する見解』を白書を以て聲明した。之が所謂十五億磅五箇年繼續の新國防計畫であつて、内四億磅は公債若は減債基金を以て、支辨する權限を政府に賦與せんとするものである。右金額は勿論最小限を示すものであつて、現に豫見し得ない事件の發生に當つては、或は右金額の修正を要求し、又は年限を短



縮することあるべく、白書にも其旨記載してある。

次で一九三七年(昭和十二年)三月上旬右五箇年計畫の第一年計畫として、一九三七年度海、陸、空、三軍豫算が提出せられたが、以下之等を綜合し海軍充實計畫の内容並に今後の見透の概要を陳べる。

(ロ) 英國國防費増加の狀況

英國國防費は一九三二年以降逐年累加せられたが、右は主として艦船の改裝近代化及乙級巡洋艦以下補助艦艇の代艦建造費、本國國防空軍の充實、陸軍の機械化等に依るものであつて特殊の現象ではなかつた。

然るに一九三六年度に至り前後二回の追加豫算を加へ、俄然躍進的騰勢を示し、其の總額一八七、九一〇、三〇〇磅に達し、之を前年度に比較すれば六三、〇〇〇、〇〇〇磅の急増となつた。右は對伊制裁の失敗、日本の軍縮脱退、獨のラインランド進駐が直接の動因となつたことは否み難い事實である。就中空軍費の如きは前年度の約二倍半に急騰したが海軍費は八一、二八九、〇〇

〇磅で前年度の三五%を増加し、依然として三軍豫算の首位を占めて居る。

一九三七年(昭和十二年)度は國防五箇年計畫最初の年であつて、國防原豫算總額は實に二七五、八二七、六〇〇磅に達し、内公債を以て賄ふ額は七八、一四二、六〇〇磅であり、之を一九三五年に比較すれば約倍額である。

斯くの如く各軍共著しい増加を示しつゝあるが海軍豫算は遂に一億磅を突破するに至つた。更に昨年度の如く年度内に追加豫算として増額せられるやも知れず、勿論一九三八年度以降は主力艦建造費等が本格的に計上せられる筈であるから、更に増加することは想像に難くない。一九三六年の豫算編制に當りチェンバレーン藏相は或は國防公債に依らねばならぬかも知れぬと言明したが、同年度は兎に角健全財政を維持することが出来た。併し乍ら英國も愈々一九三七年度から永年誇とする健全財政主義を放棄するの已むを得ざるに至つたことは、英國の國防史上特筆すべきことであつて、平時軍事公債を發行することは未曾有のことである。

(ハ) 英國海軍の建艦狀況と一九四二年(昭和十七年)末の推定勢力

一九三六年(昭和十一年)末迄は條約期間であつた爲、所謂代艦建造時代であつた。

従來英國海軍は艦齡内の乙級巡洋艦、驅逐艦の如きは遙に條約量以下であつたにも拘らず之を條約期間内に充實することなく、一九三〇年以降毎年概ね乙級巡洋艦三、四隻、驅逐隊一隊(九隻)、潜水艦三、四隻程度を標準として建艦して來たのである。

然るに一九三五年(昭和十年)秋伊「エ」紛争に刺戟せられ、突如驅逐隊一隊の建艦を追加し、又協賛濟艦船の建艦工程を促進する等、茲に従來の消極方針を一擲し建艦が活潑となつたが、一九三六年は二回の追加豫算を提出し、主力艦三隻の外航空母艦二隻、乙級巡洋艦七隻、驅逐隊二隊、潜水艦八隻其の他小艦艇を合せ總計六十三隻を計上したことは、愈々無條約状態に入る覺悟を示したものである。殊に主力艦二隻を條約満了の翌日たる一九三七年一月一

日に起工したことは、政治的意義もあることではあるが、一般に今後は協賛年度内に起工する趨勢を示すものである。之を従來の早くて次年度に起工せられて居た事實に比較すると格段の差であつて、英國の建艦は畢竟一箇年促進せられたものと観ることが出来る。

今次發表の一九三七年度計畫を見るに、更に主力艦三隻、乙級巡洋艦七隻、航空母艦二隻、驅逐艦十六隻、潜水艦七隻、其の他小艦艇を合せ總計八十隻に達し、愈々一九四二年(昭和十七年)末頃を目標とする自主的所要兵力の充實に一路邁進する覺悟が見受けられる。右小艦艇の内には掃海艇、防潜網艇等各種防備艦艇も計上せられ、均衡の取れた計畫であることは、最悪の場合も考慮して居る證左とも觀られ留意すべきところである。

一九四二年(昭和十七年)末頃幾何の兵力量に達するかは、第二年以降の計畫が不明な爲豫斷は出来ないが、ホア「海相が東西兩洋に自主的の海軍を整備する必要のあることを力説し、又第二線任務に使用する爲艦齡超過の乙級巡

洋艦及驅逐艦を保有する意圖のあることを言明した點に鑑みるも、今後英國海軍の兵力量が現在の百二十餘萬噸よりも増加するに至ることは明らかである。勿論英國の今後に於ける主力艦及航空母艦の建艦は代換が本來の目的であることは明であるが、竣工の場合果して舊艦を廢棄するか否かは疑問である。主力艦、航空母艦は全部改裝済であり、主力艦の如きは更に第二次改裝に著手中の實情であるから、廢棄を斷行するが如きことは先づないであらう。甲級巡洋艦は現在の十五隻が孰れも艦齡を超過して居ないから、日米が此の艦種の新たな建艦を行はない限り、乙級巡洋艦以下の建艦を優先的に考慮するであらう。

巡洋艦は一九三六年三月三日發表の白書にて聲明した通最少限七十隻、内艦齡内六十隻を希望するものであるが、右の中甲巡の十五隻を差引く時は乙級巡洋艦の充實目標は艦齡内四十五隻で一九三六年及一九三七年度の建艦量より見ても概ね此の目標に進みつゝあるものと考へられる。

驅逐艦、潜水艦は舊條約量を以てしては其の國情から觀て到底所要を充つことが出来ないのみならず、前述の主力艦建造改裝の事實のみから考へても驅逐艦の増勢は必然的要求と認められる。一九三六年度來の計畫を更に兩三年繼續するものとすれば、艦齡内驅逐艦は二十五萬噸、潜水艦は六十隻見當と推定せらる。パイウオーターの所論等も概ね同様の見解を披瀝して居る。

以上舊艦を合し擴大兵力の綜合排水量は約百九十萬噸であつて、現勢力に比較すれば五割増の勢力である。

(二) 英國海軍の充員、補充

英國海軍が充員補充に著手したのは、已に一九三四年(昭和九年)度であるが、増員狀況は左記の通りである。

年 度	豫 算 人 員	前年度に比し増
一九三四年	九二、三三八名	二、〇三八
一九三五年	九五、三七〇	三、〇三二

列強軍備充實の現状 (海軍の部)

一九三六年 一〇一、一五四 五、七八四
一九三七年 一一二、〇〇〇 一〇、八四六

一六

右の如く一九三六年度より特に急増を圖つたが、縮少時代の影響は到底一朝一夕に回復するに由なく、陸軍の様に募集難には陥らないとしても、質に於て低下することを憂へられて居る。

士官に對しては生徒採用員数の増加を圖りつゝあるが、最も缺陷ある少佐、大尉級の補充対策として、生徒候補生及少尉心得期間を合計一年二箇月短縮し、又海軍豫備大尉(商船士官)を現役に編入した。更に豫備團の擴充を圖る爲、新に海軍義勇補助豫備員なる新制度を制定した。

兵員の充員は養成期間の縮少によつても到底間に合はぬ状態にある爲、先づ施設の増設に著手する状況であるが、ロサイス練習所の如きは商船士官をスチツク號を購入し、カレドニヤと改名、採用兵の收容に充て、居る。最苦慮しつゝある點は訓練された兵員の缺乏であつて、満期兵の再服役を勧告し

つゝある。

充員問題は出師準備品充實の様に急速に進捗しないから、今後共に英國海軍最大の惱みと認められる。

二 米 國

(一) 米國海軍政策の動向

米國海軍は一九二二年(大正十一年)の華府會議に於て五・五・三の比率を獲得するや、同年十二月其の海軍政策を公表し、米國領土の防衛、對外政策の推進擁護に任ずる爲「世界第一海軍」の建設維持を根本方針とする旨を聲明した。爾來數度の軍縮會議に於ける米國海軍の態度を見るに、「世界第一海軍主義」に基き英國と同様最高比率の權利を固く主張して一步も譲るところなく、其の後日本の軍縮條約離脱に對しても「從來の比率を確保する如く建艦競争に對處する用意あり」と豪語し、又「國際不安の現狀に處し軍備の充實を急務とす」と

列強軍備充實の現狀 (海軍の部)

二七

政府當局が聲明した通、今や尨大な充實計畫の實現に努力して居るのは、世界第一海軍の地位を現實に確保しやうとする決意を明示したものに外ならない。

殊に滿洲事變以來、米國海軍は其の全力を西太平洋に向けて來たが、一九三七年(昭和十二年)四月英國海相ホアアの演說中に「米國政府が率先新倫敦條約を批准した結果、英米兩國間の海上爭覇が茲に永遠の終焉を告げたのは同慶に堪へぬ云々」と言明した様に、今後當分の間米國の海軍政策が太平洋に集中せられることは確實である。

(二) 米國海軍の充實計畫

(イ) 米國海軍の建艦方針

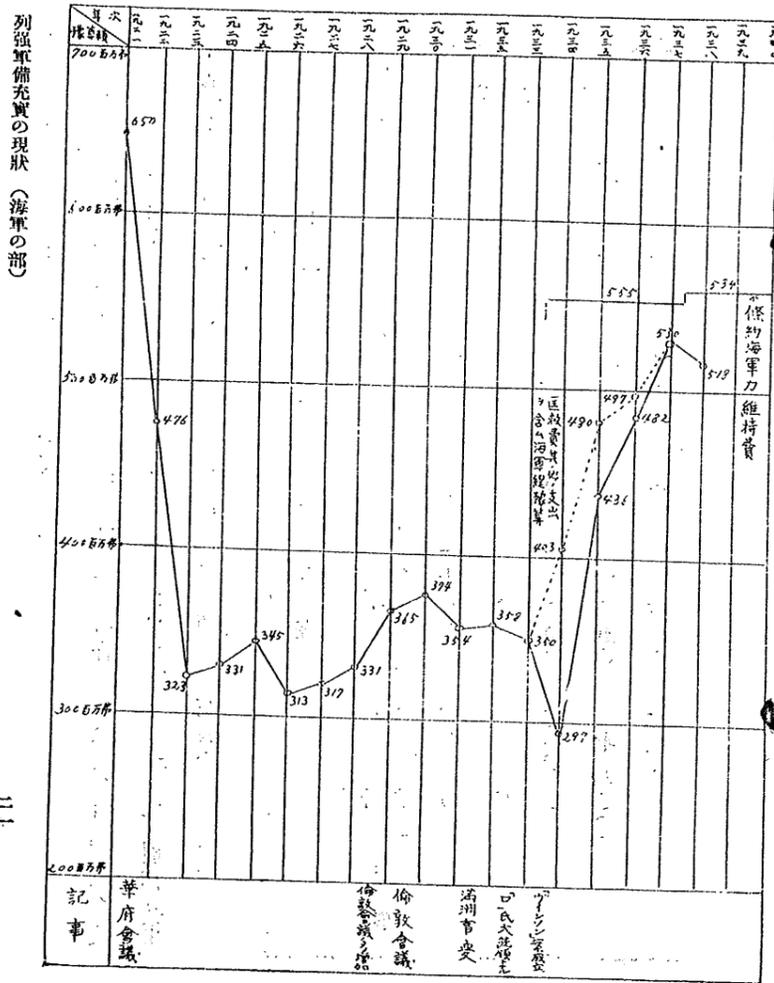
米國海軍の建艦方針は最近極めて遠大且堅實化して來た。

凡そ米國海軍の建艦史を通觀するに、計畫と實行とが一致せず、建艦上に所謂「ムラ」があり、或る標準勢力を維持する爲に必要な新補充計畫を年々繼續的に實現して行く上に不十分な點があつた。

特に此の傾向は華府會議前一九一六年(大正五年)度の建艦計畫以降今日迄の狀況に於て顯著である。例へば一九一六年協贊濟みの建艦計畫は其の一部を不實行の儘後年に持越し、又一九二二年(大正十一年)の華府會議に依り五・五・三の比率を獲得したが之亦條約量に對する充實實行を怠り、又一九三〇年(昭和五年)倫敦會議の前年には若干海軍豫算の増加を見たが、同會議後は依然建艦を怠り勝ちであつた結果、一九三一年(昭和六年)滿洲事變勃發當時の米國の補助艦勢力は實質上日本に劣る情況であつた。

然るに一九三一年滿洲事變勃發に次いで一九三三年(昭和八年)ルーズヴェルト大統領が就任するや、華府及倫敦兩條約に許容せられた條約量限度全部の充實を目標として、産業復興費に依る二億三千八百萬弗の緊急建艦費を割當て、又一九三四年(昭和九年)にはヴィンソン九八隻建艦案を協贊し、爾後海軍豫算は年々累増の一途を辿り、著々計畫の實行に努めて居る現狀であつて、従來の「場當り式」建艦方針を一擲して堅實な方針を確立した。即ち一度

米海軍豫算一覽表



尤大な艦建計畫を協賛すると、概ね八年乃至十年の期間を劃して、適當な年度割の下に必ず之を繼續實現する極めて遠大な方針を採る様になつた。之に依り米國海軍は一九四二年(昭和十七年)迄に華府及倫敦兩條約に依る許容量全部が充實せられ、而も補助艦は全部艦齡内を以て充され且主力艦の代艦も本年度に於て二隻着手、更に一九三九年度以降計上せらるべき主力艦代艦建造費に對しても既に本年度議會に於て了解を進めて居る狀況である。其の概要は次の通であつて、最近に於ける米國海軍建艦方針の一端を知ることが出来る。

(ロ) 米國海軍建艦計畫の現状並に將來の計畫
 現在進行中の建艦計畫は華府倫敦兩條約に依る許容量充實を目的とする一、九三三年(昭和八年)産業復興建艦計畫、ヴィンソン案一九三四年(昭和九年)計畫と、主力艦二隻が主なるもので、其の内容梗概は左表の通である。

米國海軍建艦計畫					
計畫年	艦種	隻數	噸計 畫單艦	噸合 數計	記事
甲級巡洋艦	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
乙級巡洋艦	三	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇		
嚮導驅逐艦	四	一、八五〇	七、四〇〇		
驅逐艦	一六	一、五〇〇	二四、〇〇〇		

畫計年三三九一						畫計年四三九一 案ソソソイヅ														
計	潛水艦	制限外	航空母艦	甲級巡洋艦	乙級巡洋艦	嚮導驅逐艦	驅逐艦	潛水艦	計	潛水艦	制限外	航空母艦	甲級巡洋艦	乙級巡洋艦	嚮導驅逐艦	驅逐艦	潛水艦	計		
																			二	二
一、二九〇	一、三二〇	一、二〇〇	一、四、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、五五〇	一、五〇〇	一、四五〇	一、二九〇	二、六四〇	二、〇〇〇	一四、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、八五〇	一、五〇〇	一、四五〇	一、二九〇	
二、五八〇	二、六四〇	一、二六、四二〇	四、〇〇〇	一四、五〇〇	三〇、〇〇〇	一七、一〇〇	九、二五〇	三七、七〇〇	二〇八、五五〇											

列強軍備充實の現状 (海軍の部)

新計	主	力	艦	二	三五、〇〇〇	七〇、〇〇〇
----	---	---	---	---	--------	--------

三四

右の外米國海軍は艦隊附屬各種特務艦船の更新充實を圖る爲、干箇年計畫四十八隻二十二萬一千噸に上る特務艦船建造計畫の實行を強調し、昭和十二年度は其の第一著手として驅逐母艦、潜水母艦、水上機母艦、給油艦、航洋曳船、掃海艇各一隻計六隻の建造案を上程し、其の協賛を得た。

尙過般英國海軍の發表した十五億磅擴張計畫に刺戟せられ、之に對應する米國海軍の將來計畫案を繞り、海軍政策の根本に關し再檢討を加へる必要を認め目下調査中であると傳へられるが、近く起工せらるべき新主力艦の原計畫に最近修正を加へたとの報もあり、「世界第一海軍」實現の主義に基き將來の建艦計畫に對する米國海軍の態度も早晩決定を見るものと想像せられる。

(ハ) 米國海軍航空機及水陸施設充實計畫

航空機に對する米國海軍の期待は特に顯著であつて航空機に關する限り其

の性能の卓越した點に於て自他共に許すところであるが、海軍豫算毎年増加額の約六割は航空充實に當てられ、一九四〇年(昭和十五年)迄に千九百十機案を實現すべく目下著々努力中である。之は水上兵力の優越差を航空兵力の絕對優勢に依て更に倍加しやうとする米國海軍の方針であると思はれる。

航空機の充實と關聯して、米國海軍が米國西岸及西太平洋前進基地の充實に非常な努力を拂つて居る點は極めて意義あるところであつて、特に布哇は合衆國全艦隊を收容する施設も完成し、ミッドウエー島、ウエーク島並にアリウシヤン方面の一部にも施設計畫を進めて居る實情であつて、現下の不安な國際情勢に應じ米國海軍の採つて居る各般の充實計畫を見れば、充分彼の意圖を察することが出来る。

(三) 米國海軍の訓練狀況

米國海軍は全艦船在役主義即ち平時から戰時編制に依る訓練主義を採つて居るがこれは全艦船に對する練度を常時均齊に保持しやうとする戰時即應主義で

列強軍備充實の現状 (海軍の部)

ある。之が爲年々老大な艦船維持費を割いて居る事は勿論であるが、更に年々巨額の演習費を充當し、太平洋方面に於て大規模長期の海軍大演習を勵行して居る。此の傾向は滿洲事變以來特に顯著で、最近に於ては大規模の海陸協同に依る敵地攻略特別演習さへ年々實施して居る外、アリウシャン方面に對しても毎年各部隊交互に巡航訓練を實施して居る。尙米海軍の訓練中特に注目を要するのは、太平洋の前進基地を活用する飛行機群の大規模演習を頻繁に實施して居る點である。

三 獨 國

(一) 獨國建艦計畫の概要

獨國はヴェルサイユ條約軍備條項で其の軍備を制限せられて居たが、一九三五年(昭和十年)三月十六日一方的に之を廢棄して、先づ陸軍空軍の再建に着手し次で同年六月十八日英獨海軍協定を締結し海軍の復興に乗り出した。同協定に於て獨國は對英三五%(當時に於て約四十二萬噸となる)の海軍兵力量保有を

認められたのであるが、同國は之に基き一九四二年(昭和十七年)完了の豫定を以て新興海軍の整備に着手した。其の建艦計畫の内容は概ね次の通である。而して獨國は一九三五年以來國家豫算を公表しないので、海軍費も之を推知することが出来ないが、再軍備の爲に全力を傾注して居ることは周知の通である。

昭和十二年七月に於ける建艦計畫は左の通である。

戰艦

- 一〇、〇〇〇噸 一隻(竣工)
- 二六、〇〇〇噸 二隻(建造中)
- 三五、〇〇〇噸 二隻(建造中)

航空母艦

- 一九、二五〇噸 一隻(建造中)
- 二三、〇〇〇噸 一隻(起工未詳)

甲級巡洋艦

列強軍備充實の現状(海軍の部)

一〇、〇〇〇噸 三隻(建造中)

驅逐艦 一、六二五噸 一六隻(建造中内一隻竣工)

一、八一噸 六隻(建造中)

潜水艦

二五〇噸 二四隻(内二〇隻竣工)

五〇〇噸 一〇隻(一隻竣工)

七一二噸 二隻(竣工)

(二) 獨國海軍の現有勢力 (昭和十二年六月)

戰艦 六隻(三隻は舊式、三隻は一萬噸)

乙級巡洋艦 六隻(全部大戰後の建造なり)

驅逐艦 二三隻(内一二隻は八百噸型)

潜水艦 二三隻

(三) 新興獨國海軍の特色

獨國はヴェルサイユ條約に依り軍艦建造を大に制限せられたが、同國は世界に誇る高度の科學に加ふるに實戰の經驗を以て艦船兵器の改善進歩に全力を傾注した結果、新興せる海軍は質的及技術的方面に於て大に見るべきものがあり、量的には英佛に比し相當劣勢にあるけれども殆ど全艦艇が新銳なるのみならず、各艦種の配分比例が最も理想的で且均勢の執れた艦隊を形成し、之が運用に當る人的要素の向上と相俟つて海上勢力は急速に増大しつつある。

四 佛 國

(一) 佛國建艦計畫の概要

(イ) 佛國海軍の一九二二年八十萬噸計畫

華府條約成立後一九二二年(大正十一年)に策定せられたもので、歐洲大戰に依り低下せる海軍力の復活を目的とし、一九四三年(昭和十八年)末迄に左

列強軍備充實の現状 (海軍の部)



記艦艇を整備せんとするものである。

三〇

主力艦

一七五、〇〇〇噸

(華府條約許容量限度)

航空母艦

六〇、〇〇〇噸

(同 右)

水上補助艦艇

三九〇、〇〇〇噸

潜水艦

一二五、〇〇〇噸

(内二九、〇〇〇噸は沿岸防備費支出)

特務艦

五〇、〇〇〇噸

計

八〇〇、〇〇〇噸

(ロ)

佛國海軍の一九三七年(昭和十二年)八十五萬噸計畫及三箇年整備計畫

前掲の八十萬噸計畫は活潑なる進展を見なかつたが、歐洲に於ける國際情勢の現情並に各國に於ける海軍軍備擴張の趨勢とに鑑み、海軍無條約時代に

對處せんが爲目下研究中のもので、内容の詳細は不明であるが、諸情報を綜合するに概ね次の如きもの、様である。

(1) 一九二二年の八十萬噸計畫を八十五萬噸に改め完成期日は依然一九四三年末とす。

(2) 一九三七年(昭和十二年)より三箇年間に航空母艦、巡洋艦、驅逐艦及潜水艦其の他八萬四千七百噸を整備す。

(3) 次で主力艦(各三萬五千噸)及甲巡(各二萬噸)各數隻を一九四三年末迄に整備す。

(二)

佛國海軍の現有勢力 (昭和十二年六月)

戰艦

八隻

一七七、二二二噸

(他に建造中三隻)

航空母艦

一隻

二二、一四六噸

巡洋艦

甲級

七隻

七〇、〇〇〇噸

(他に舊式裝甲巡洋艦三隻)

乙級

八隻

五四、一〇二噸

(他に建造中四隻)

列強軍備充實の現状 (海軍の部)

三一

驅逐艦	六六隻	一一四、一〇〇噸	(外に建造中二〇隻)
潜水艦	七七隻	七三、三八三噸	(外に建造中三隻)
以上合計	一六七隻	五一〇、九六二噸	
其の他	一四五隻		

(三) 佛國の海軍豫算

海軍豫算は次の通て近年急に遞増して居る。

一九三五年	二、九〇二、八五八、二一八法
一九三六年	三、三九五、七一九、五九八法
一九三七年	四、四六〇、二七九、六九八法

(四) 佛國海軍の特質

佛國海軍は概ね本國沿岸の防衛及交通線の確保を主要任務とするものゝ如く、特に其の本國と北阿植民地間交通線の確保は本國に於ける陸軍の作戦にも直接影響を及ぼすものであるから、最も重視しつゝあるところである。

荷海外領土及交通線に關しては一般に國力の許す限り積極的に之を保全せんとし、英國に亞ぐ世界第二の大植民地國たるに相當する海軍力を保有し、現在の第二流海軍國たるの地位より離脱せんことを理想として居る。而して最近の國際情勢特に獨逸の著しき勃興に對し陸空軍の一大革新を必要とし、有名なるマデノ要塞線を完成する外、各方面に陸空軍を擴張し多大の經費を費消しつゝあるに係らず、更に著々として海軍の整備にも努めつゝあつて其の復興振り見るべきものがある。

但し昨年ブルム内閣成立以來その社會政策特に四十時間勞働制の採用は海軍建艦計畫の實現に多大の影響を及ぼし、さらぬだに他國海軍に比し艦船建造所要年月の大なる同國海軍は、之が爲一層工事の遅延を來すばかりでなく、各種經費の膨脹亦極めて大なるものあり、一九三七年度海軍豫算の如きも之を一九三六年度の夫に比較するに二見急激に膨脹しては居るが、前述の事情に鑑みるときは必ずしも之に比例する實質的效果を期待し得るものとは認められぬ。

又佛國海軍に於ては一九三五年以來各種制度の改正特に海軍航空部隊の空軍より海軍への復歸並に海上指揮系統の改正等を実施すると共に、他面教育訓練も従來に比し漸次積極化し内容の充實に努めつゝある。

五 伊 國

(一) 伊國建艦計畫の概要

伊太利海軍には、系統立つた大建艦計畫無く其の都度立案して居り、且何等公表しない爲本年度以降如何なる建艦計畫を有して居るか明言し得ないが、現在工事中のもの等次の通である。

戦艦 二隻 リットリオ、ヴィットリオ・ヴェネト

何れも三萬五千噸十五吋砲搭載艦で一九三四年(昭和九年)十月起工、一九三九年(昭和十四年)末頃には完成の見込である。

甲級巡洋艦は一九三〇年(昭和五年)迄に七隻の計畫を樹て既に全部完成して

居る。

乙級巡洋艦は一九三二年迄に十二隻の計畫を終り、最後の二隻も昨一九三六年(昭和十一年)四月進水したから既に竣工せるものと推定せられる。

尙驅逐艦、水雷艇の建造には近年力を注ぎ目下工事中のものが十八隻、未起工のものが六隻ある。

潜水艦にも大いに力を注ぎ、現在船臺上に在り又は進水済艦装中のものが二十六隻ある。

即ち建造中艦艇の總計は大體四十六隻約十萬四千二百噸である。

(二) 伊國海軍の現有勢力

既成艦總計 艦齡内既成艦

戦艦

四隻

二四隻(内二隻改裝済)

甲級巡洋艦

九隻

七隻

乙級巡洋艦

一九隻

一二隻

列強軍備充實の現状(海軍の部)

驅逐艦	九三隻	五三隻
潜水艦	六四隻	五四隻
計	一八八隻	一二九隻
合計噸數	四一一、六一七噸	三三五、一一四噸

(三) 伊國の海軍豫算

(リラ)

一九三五—三六年度	一、三〇四、八八一、〇〇〇
一九三六—三七年度	一、六〇九、八九一、〇〇〇
一九三七—三八年度	一、七九二、八九一、〇〇〇

(四) 伊國海軍今後の傾向

伊大利は伊「エ」戦争以來、地中海に於て英國と對立を示して居り、本年初頭、英伊地中海協定成立後も依然解消するに至らず、伊國海軍は空軍の威力と相俟

つて地中海の制海權を確保すべく將來一層擴張せらるべき氣運にありと認められる。

六 ソ 聯邦

時局宣傳資料甲・二・ニ・B『ソ』聯邦に於ける軍備の強化』參照

七 支 那

時局宣傳資料甲・二・ロ・B『支那に於ける軍備の強化』參照



1937年度	1938年度	1939年度	1940年度	1941年度
1,000隻	1,000隻	1,000隻	1,000隻	1,000隻
1,000隻	1,000隻	1,000隻	1,000隻	1,000隻

五

艦種	區別	倫敦條約規定量				艦隻數
		隻數	噸數	比率		
主力艦	日	9	315,000	日/米	0.60	9
				日/英	0.60	
	米	15	525,000	米/英	1.00	15
	英	15	525,000	英/米	1.00	15
	佛	*	175,000	佛/伊	1.00	7
伊	*	175,000	伊/佛	1.00	4	
航空母	日	*	81,000	日/米	0.60	4
				日/英	0.60	
	米	*	135,000	米/英	1.00	3
英	*	135,000	英/米	1.00	4	

主力艦 26年、航空母艦、甲級巡洋艦各 20年、乙級

3. 計畫欄ニハ議會ノ協賛ヲ經タルモノノミヲ掲グ

五大海軍國海軍現有勢力(制限内艦船)比較表

昭和12(1937)年5月31日現在

艦種	區別	倫敦條約規定量				艦齡(條約規定)内				艦齡超過		既成艦計			建造中		計畫	
		隻數	噸數	比率		隻數	噸數	比率		隻數	噸數	隻數	噸數	比率	隻數	噸數	隻數	噸數
主力艦	日	9	315,000	日/米 0.60 日/英 0.60	9	272,070	日/米 0.59 日/英 0.57			9	272,070	日/米 0.59 日/英 0.57						
	米	15	525,000	米/英 1.00	15	464,300	米/英 0.98	—	—	15	464,300	米/英 0.98	—	—	2	70,000		
	英	15	525,000	英/米 1.00	15	474,750	英/米 1.02	—	—	15	474,750	英/米 1.02	2	70,000	3	105,000		
	佛	*	175,000	佛/伊 1.00	7	159,634	佛/伊 1.88	1	17,597	8	177,231	佛/伊 1.96	3	96,500	—	—		
	伊	*	175,000	伊/佛 1.00	4	90,354	伊/佛 0.57	—	—	4	90,354	伊/佛 0.51	2	70,000	—	—		
航空母艦	日	*	81,000	日/米 0.60 日/英 0.60	4	68,370	日/米 0.85 日/英 0.97			4	68,370	日/米 0.85 日/英 0.59	2	20,100				
	米	*	135,000	米/英 1.00	3	80,500	米/英 1.14	—	—	3	80,500	米/英 0.70	3	54,500	—	—		
	英	*	135,000	英/米 1.00	4	70,350	英/米 0.87	2	45,000	6	115,350	英/米 1.43	1	22,000	4	88,000		
	佛	*	60,000	佛/伊 1.00	1	22,146	佛/伊 —	—	—	1	22,146	佛/伊 —	—	—	—	—		
	伊	*	60,000	伊/佛 1.00	—	—	伊/佛 —	—	—	—	—	伊/佛 —	—	—	—	—		
甲級巡洋艦	日	12	108,400	日/米 0.60 日/英 0.74	12	107,800	日/米 0.67 日/英 0.75			12	107,800	日/米 0.67 日/英 0.75						
	米	18	180,000	米/英 1.23	17	161,800	米/英 1.12	—	—	17	161,800	米/英 1.12	1	10,000	—	—		
	英	15	146,800	英/米 0.82	15	143,970	英/米 0.89	—	—	15	143,970	英/米 0.89	—	—	—	—		
	佛	*	*	佛/伊 *	7	70,000	佛/伊 1.00	—	—	7	70,000	佛/伊 0.80	—	—	—	—		
	伊	*	*	伊/佛 *	7	70,000	伊/佛 1.00	2	17,992	9	87,992	伊/佛 1.26	—	—	—	—		
乙級巡洋艦	日	*	100,450	日/米 0.70 日/英 0.52	13	71,595	日/米 1.02 日/英 0.43	6	26,860	19	98,455	日/米 1.40 日/英 0.42	4	33,950				
	米	*	143,500	米/英 0.75	10	70,500	米/英 0.48	—	—	10	70,500	米/英 0.30	9	90,000	—	—		
	英	*	192,200	英/米 1.34	22	148,280	英/米 2.10	18	84,840	40	233,120	英/米 3.31	9	80,120	12	75,600		
	佛	*	*	佛/伊 *	8	54,102	佛/伊 0.73	—	—	8	54,102	佛/伊 0.56	4	30,400	1	7,600		
	伊	*	*	伊/佛 *	12	74,488	伊/佛 1.38	7	22,388	19	96,876	伊/佛 1.79	—	—	—	—		
驅逐艦	日	*	105,500	日/米 0.70 日/英 0.70	69	95,019	日/米 1.91 日/英 0.98	29	27,625	98	122,644	日/米 0.51 日/英 0.65	13	19,104				
	米	*	150,000	米/英 1.00	32	49,625	米/英 0.51	169	191,680	201	241,305	米/英 1.28	41	63,250	24	36,000		
	英	*	150,000	英/米 1.00	71	96,924	英/米 1.95	82	92,235	153	189,159	英/米 0.78	25	41,345	26	43,705		
	佛	*	*	佛/伊 *	63	111,468	佛/伊 1.77	3	2,632	66	114,100	佛/伊 1.19	10	14,134	3	5,316		
	伊	*	*	伊/佛 *	54	62,925	伊/佛 0.56	42	33,061	96	95,986	伊/佛 0.84	14	13,304	6	8,988		
水上補助艦(巡邏計)	日	*	314,350	日/米 0.66 日/英 0.64	94	274,414	日/米 0.97 日/英 0.71	35	54,485	129	328,899	日/米 0.69 日/英 0.58	17	53,054				
	米	*	473,500	米/英 0.97	59	281,925	米/英 0.72	169	191,680	228	473,605	米/英 0.84	51	163,250	24	36,000		
	英	*	489,000	英/米 1.03	108	389,174	英/米 1.38	100	177,075	208	566,249	英/米 1.20	34	121,465	38	119,305		
	佛	*	*	佛/伊 *	78	235,570	佛/伊 1.14	3	2,632	81	238,202	佛/伊 0.99	14	44,534	4	12,916		
	伊	*	*	伊/佛 *	73	207,412	伊/佛 0.88	51	52,444	124	260,000	伊/佛 0.88	—	—	—	—		

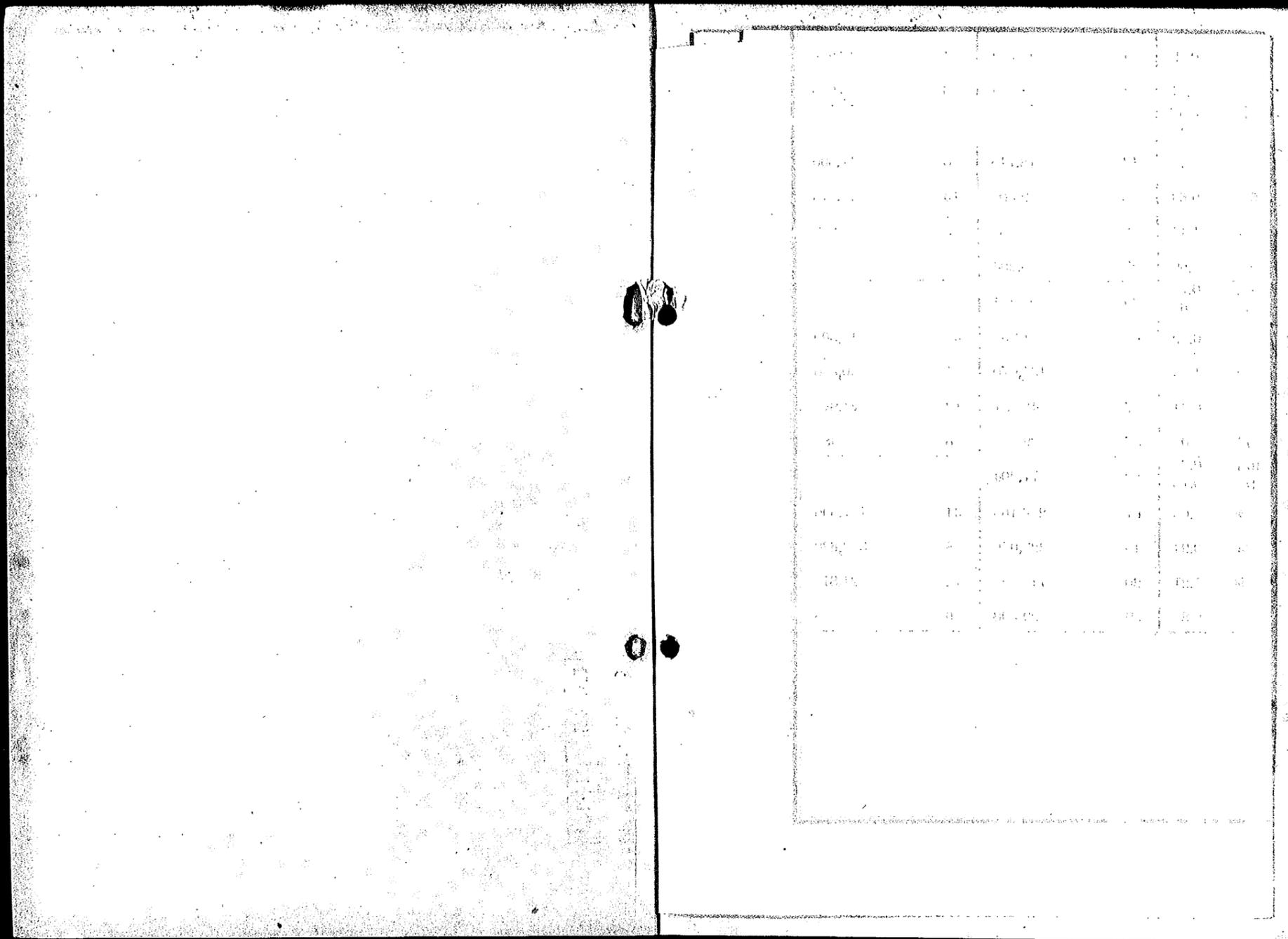
(附表)

乙級巡洋艦	日	*	100,450	日/米 日/英	0.70 0.52	13	71,595	日/米 日/英	1.02 0.48	2	17,992	9	87,992	伊/佛	1.26				
	米	*	143,500	米/英	0.75	10	70,500	米/英	0.48	6	26,860	19	98,455	日/米 日/英	1.40 0.42	4	33,950		
	英	*	192,200	英/米	1.34	22	148,280	英/米	2.10	18	84,840	10	70,500	米/英	0.30	9	90,000		
	佛	*	*	佛/伊	*	8	54,102	佛/伊	0.73	—	—	40	233,120	英/米	3.31	9	80,120	12	75,600
	伊	*	*	伊/佛	*	12	74,488	伊/佛	1.38	7	22,388	8	54,102	佛/伊	0.56	4	30,400	1	7,600
驅逐艦	日	*	105,500	日/米 日/英	0.70 0.70	69	95,019	日/米 日/英	1.91 0.98	29	27,625	98	122,644	日/米 日/英	0.51 0.65	13	19,104		
	米	*	150,000	米/英	1.00	32	49,625	米/英	0.51	169	191,680	201	241,305	米/英	1.28	41	63,250	24	36,000
	英	*	150,000	英/米	1.00	71	96,924	英/米	1.95	82	92,235	153	189,159	英/米	0.78	25	41,345	26	43,705
	佛	*	*	佛/伊	*	63	111,468	佛/伊	1.77	3	2,632	66	114,100	佛/伊	1.19	10	14,134	3	5,316
	伊	*	*	伊/佛	*	54	62,925	伊/佛	0.56	42	33,061	96	95,986	伊/佛	0.84	14	13,304	6	8,988
水上補助艦(巡・驅)計	日	*	314,350	日/米 日/英	0.66 0.64	94	274,414	日/米 日/英	0.97 0.71	35	54,485	129	328,899	日/米 日/英	0.69 0.58	17	53,054		
	米	*	473,500	米/英	0.97	59	281,925	米/英	0.72	169	191,680	228	473,605	米/英	0.84	51	163,250	24	36,000
	英	*	489,000	英/米	1.03	108	389,174	英/米	1.38	100	177,075	208	566,249	英/米	1.20	34	121,465	38	119,305
	佛	*	*	佛/伊	*	78	235,570	佛/伊	1.14	3	2,632	81	238,202	佛/伊	0.99	14	44,534	4	12,916
	伊	*	*	伊/佛	*	73	207,413	伊/佛	0.88	51	73,441	124	280,854	伊/佛	1.01	14	13,304	6	8,988
潜水艦	日	*	52,700	日/米 日/英	1.00 1.00	45	63,624	日/米 日/英	1.78 1.40	12	10,124	57	73,748	日/米 日/英	0.97 1.41	3	4,750		
	米	*	52,700	米/英	1.00	25	35,740	米/英	0.79	60	40,120	85	75,860	米/英	1.45	13	18,715	8	11,600
	英	*	52,700	英/米	1.00	38	45,214	英/米	1.27	13	6,985	51	52,199	英/米	0.69	8	9,605	13	11,315
	佛	*	*	佛/伊	*	75	71,878	佛/伊	1.54	2	1,505	77	73,383	佛/伊	1.44	3	3,563	8	8,899
	伊	*	*	伊/佛	*	57	46,648	伊/佛	0.65	10	4,350	67	50,998	伊/佛	0.69	23	16,204	—	—
補助艦(巡・驅・潜)計	日	*	367,050	日/米 日/英	0.70 0.68	139	338,038	日/米 日/英	1.06 0.78	47	64,609	186	402,647	日/米 日/英	0.73 0.65	20	57,804		
	米	*	526,200	米/英	0.97	84	317,665	米/英	0.73	229	231,800	313	549,465	米/英	0.89	64	181,965	32	47,600
	英	*	541,700	英/米	1.03	146	434,388	英/米	1.37	113	184,060	259	618,448	英/米	1.13	42	131,070	51	130,620
	佛	*	*	佛/伊	*	153	307,448	佛/伊	1.21	5	4,137	158	311,585	佛/伊	0.94	17	48,097	12	21,815
	伊	*	*	伊/佛	*	130	254,061	伊/佛	0.83	61	77,791	191	331,852	伊/佛	1.07	37	29,508	6	8,988
總計	日	*	763,050	日/米 日/英	0.64 0.63	152	678,478	日/米 日/英	0.79 0.69	47	64,609	199	743,087	日/米 日/英	0.68 0.72	22	77,904		
	米	*	1,186,200	米/英	0.99	102	862,465	米/英	0.88	229	231,800	331	1,094,265	米/英	1.06	67	236,465	34	117,600
	英	*	1,201,700	英/米	1.01	165	979,488	英/米	1.14	115	229,060	280	1,028,548	英/米	0.94	45	223,070	58	323,620
	佛	*	*	佛/伊	*	161	489,228	佛/伊	1.42	6	21,734	167	510,962	佛/伊	1.21	20	144,597	12	21,815
	伊	*	*	伊/佛	*	134	344,415	伊/佛	0.70	61	77,791	195	422,206	伊/佛	0.83	39	99,508	6	8,988

備考

1. 佛驅逐艦ニハ 12 隻 (7,320噸) ノ「エスコーター」(護衛艦) ヲ含ム
2. 各艦種艦齡次ノ如シ
主力艦 26 年、航空母艦、甲級巡洋艦各 20 年、乙級巡洋艦驅逐艦 16 年、潜水艦 13 年
3. 計畫欄ニハ 議會ノ協賛ヲ經タルモノノミヲ掲グ

裏面白紙



印刷番號 第二十一號

(本書の大きさは國定規格A5版)